

大規模災害時における安芸郡医師会災害本部用施設としての 安芸総合庁舎の使用に関する協定書

大規模地震等の災害により、安芸郡医師会施設が倒壊するなどして使用不能となった場合、高知県安芸総合庁舎（以下「安芸総合庁舎」という。）を安芸郡医師会災害本部用施設として使用することに関して、安芸総合庁舎管理責任者・高知県安芸福祉保健所長（以下「甲」という。）と一般社団法人安芸郡医師会長（以下「乙」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模地震等の災害により、安芸郡医師会施設が使用不能となった場合（以下「緊急事態」という。）に、安芸総合庁舎の一部を乙が借用の上、安芸郡医師会災害本部用施設として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用箇所の指定）

第2条 緊急事態に際し、甲は乙が使用する安芸総合庁舎内施設について、次に掲げる箇所をあらかじめ指定しておくものとする。

- (1) 2階中会議室（通信用ケーブルの使用を含む）
- (2) 敷地内駐車場3台分（甲が指定する箇所）

（使用期間）

第3条 使用期間については、緊急事態が発生した時点から、原則として2週間以内とする。

（使用許可）

第4条 乙は、使用に際しては高知県財産規則（以下「規則」という。）第31条に基づく一般の使用の許可を受けなければならない。

ただし、緊急やむを得ない場合は口頭での申請によることができる。なお、その際は事後申請書を提出するものとする。

（使用期間延長の手続き）

第5条 使用期間の延長については、必要により甲、乙双方が協議するものとする。

（費用負担）

第6条 本使用が終了したときには、乙は、その負担において汚損箇所の修理等を行うとともに、使用箇所を使用開始時の状態に回復するものとする。

（管理責任）

第7条 甲は、乙が安芸総合庁舎を使用するに当たり発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

(緊急事態における安芸郡医師会災害本部用施設の開設等)

第8条 緊急事態発生時には、乙は甲の管理する第2条に定める使用箇所の出入口について、

甲、または甲が不在の場合は守衛室警備員が鍵を解錠し、安芸郡医師会災害本部用施設を開設できるものとする。

(使用箇所の変更及び解約)

第9条 甲が乙に対し、第2条に定める箇所の使用を承諾できない事態が生じた場合には、

甲、乙双方が協議の上、使用箇所を変更し又はこの協定を解除することができるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、その都度

甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成して、甲、乙双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和2年 / 月 29 日

甲 安芸市矢ノ丸1丁目4番36号
高知県安芸総合庁舎管理責任者
高知県安芸福祉保健所長

乙 安芸市庄之芝町1番46号
一般社団法人安芸郡医師会長